

議案第23号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 管理職員特別勤務手当

第10条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第10条の2 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第2条第5項及び第6項、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項の規定に基づく週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。